

令和 6 年 6 月 2 8 日

(名称) 福岡県交通対策協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>福岡県では、都市部においては鉄道、地下鉄、モノレール等の公共交通機関が整備されているものの、県内全域をカバーする最も身近な公共交通機関としては、バスが代表的な生活交通手段となっている。</p> <p>しかし、近年の人口減少や過疎化の進行など、路線バスの経営は厳しい環境にさらされ、県内における乗合バス輸送実績は昭和44年代をピークに減少を続けており、令和4年度末時点でピーク時の半数にも満たない211,247千人に留まっている。</p> <p>最近では、路線バス運転手の担い手不足も顕在化し、一段と路線バス事業者の経営環境は厳しさを増している。不採算路線の廃止、減便など公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の低下による、通院、通学、通勤、買い物等の日常生活への甚大な影響は、県民の方々にとって切実な問題である。</p> <p>このため、地域公共交通確保維持事業により、地域住民が生活する上で必要な幹線バス路線を確保・維持していくため、福岡県地域公共交通計画において、複数市町村にまたがり、一定の輸送量を有する「地域間幹線系統」を定めるものである。</p> <p>加えて、その幹線に繋がるフィーダー系統の利便性が向上し、存続されることで地域内の移動も確保されることも目的とする。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
<p>別紙「2. 定量的な目標・効果」、「9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項」を参照</p>
(2) 事業の効果
<p>別紙「2. 定量的な目標・効果」、「9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項」を参照</p>
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<p>別紙「2. 定量的な目標・効果」、「9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項」を参照</p>
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」参照 (※今回変更) 運行事業者については、運行上の安全面と利用者への利便性等のサービス品質を考慮し、総合的に判断して、当該系統を運行する事業者とする。</p>
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」参照 (※今回変更)</p>
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
<p>利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施</p>

7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表4」参照
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
別紙「2. 定量的な目標・効果」、「9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項」を参照（※今回変更）
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
※該当なし
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
表7別紙を参照
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
表7別紙を参照
(2) 事業の効果
表7別紙を参照
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6及び表7」参照
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年4月16日から令和6年5月24日まで、生産性向上WGを対面及び書面にて開催。補助対象路線における生産性向上の取組みについて協議・検討 ・ 令和6年5月29日から令和6年6月12日まで、令和6年度福岡県バス対策協議会ブロック別地区協議会合同会議（書面開催）において計画内容について協議 ・ 令和6年6月25日 福岡県バス対策協議会において計画について審議 <p>※福岡県交通対策協議会設置要綱第8条により、福岡県バス対策協議会の協議結果をもって、福岡県交通対策協議会の結果とすることができる。</p>
19. 利用者等の意見の反映状況
「福岡県交通ビジョン2022 別冊」について、令和6年6月14日～6月21日にかけて県のホームページにてパブリックコメントを実施。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 福岡市博多区東公園7-7

(所 属) 福岡県企画・地域振興部交通政策課

(氏 名) 右近道弘・深野友佳子

(電 話) 092-643-3166

(e-mail) kousei@pref.fukuoka.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2・3については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

R7年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特例措置
福岡県	堀川バス(株)	(1) 羽犬塚～ゆめタウン前～黒木	4,878.0	
福岡県	堀川バス(株)	(2) 羽犬塚～蒲原～黒木	2,266.0	
福岡県	堀川バス(株)	(3) 福島～鍾水～久留米駅	2,414.5	
福岡県	堀川バス(株)	(4) 福島～田ノ原～十笥車庫前	3,070.5	
福岡県	堀川バス(株)	(5) 瀬高駅前～西鉄柳川東口～亀の井ホテル柳川	3,860.5	
	小計		16,489	
福岡県	昭和自動車(株)	(1) 芥屋線(前原～前原駅前・加布里～芥屋)	4,156.5	
福岡県	昭和自動車(株)	(2) 船越線(前原～師吉公民館前・初～船越)	1,430.0	
福岡県	昭和自動車(株)	(3) 野北線(前原～師吉公民館前・野北～伊都営業所)	1,760.0	
福岡県	昭和自動車(株)	(4) 九大線糸島(前原駅前北口～波多江～九大東ゲート)	2,550.5	
福岡県	昭和自動車(株)	(5) 九大線糸島(周船寺小学校～高田～九大東ゲート)	1,793.0	
	小計		11,690	
福岡県	西鉄バス佐賀(株)	(1) JR久留米～久留米警察署～西鉄鳥栖	2,386.5	
福岡県	西鉄バス佐賀(株)	(2) 鳥栖駅～綾部・国立東佐賀病院前～西鉄久留米	793.0	
福岡県	西鉄バス佐賀(株)	(3) 佐賀第二合同庁舎～江見～西鉄久留米	949.5	
	小計		4,129	
福岡県	西鉄バス佐賀(株) 西鉄バス久留米(株) 共同運行	(1) 佐賀第二合同庁舎～目達原・長門石～西鉄久留米	1,789.0	
福岡県	西鉄バス佐賀(株) 西鉄バス久留米(株) 共同運行	(1) 目達原～長門石～西鉄久留米	852.0	
	小計		2,641	

福岡県	西鉄バス久留米(株)	(1) 早津江～布橋～西鉄柳川	2,260.0	
福岡県	西鉄バス久留米(株)	(2) 大野島農協前～堤・恋木神社・筑後市立病院～羽犬塚駅前	1,482.5	
福岡県	西鉄バス久留米(株)	(3) 大川橋～下林・大善寺～JR久留米	5,822.5	
福岡県	西鉄バス久留米(株)	(4) 今村天主堂～北野～西鉄久留米	2,378.5	
福岡県	西鉄バス久留米(株)	(5) 上原～草野駅前～JR久留米	3,022.5	
福岡県	西鉄バス久留米(株)	(6) JR久留米～久留米市役所～羽犬塚駅前	2,244.0	
福岡県	西鉄バス久留米(株)	(7) 上原～草野駅前～西鉄久留米	2,732.5	
福岡県	西鉄バス久留米(株)	(8) 筑後船小屋駅前～羽犬塚～JR久留米	3,499.0	
	小計		23,441	
福岡県	西鉄バス筑豊(株)	(1) 小竹～天道線(新飯塚駅～小竹上町～赤池工業団地)	3,435.5	
福岡県	西鉄バス筑豊(株)	(2) 直方～鞍手～遠賀線(直方～五反田・鞍手車庫～遠賀川駅)	4,195.0	
福岡県	西鉄バス筑豊(株)	(3) 直方～鞍手～遠賀線(遠賀川駅～新入～直方)	1,052.5	
福岡県	西鉄バス筑豊(株)	(4) 飯塚～大隈線(西鉄大隈～漆生～飯塚)	5,992.5	
福岡県	西鉄バス筑豊(株)	(5) 碓井線(西鉄大隈～桂川駅～飯塚)	1,806.0	
福岡県	西鉄バス筑豊(株)	(6) 上山田線(山野社宅～上三緒～飯塚)	1,917.0	
福岡県	西鉄バス筑豊(株)	(7) 上山田線(上山田～上三緒～飯塚)	3,860.5	
福岡県	西鉄バス筑豊(株)	(8) 添田線(西鉄後藤寺～川崎～めんべい添田町工場)	3,075.5	
福岡県	西鉄バス筑豊(株)	(9) 飯塚市内線(赤坂橋～有井～飯塚)	1,207.0	
福岡県	西鉄バス筑豊(株)	(10) 飯塚市内線(明治抗～飯塚～明星寺団地)	3,694.0	
福岡県	西鉄バス筑豊(株)	(11) 直方～黒崎線(直方～引野口～黒崎)	6,176.5	
福岡県	西鉄バス筑豊(株)	(12) みやわか線(宮田バス停～鞍手車庫～鞍手駅)	678.0	
	小計		37,090	
福岡県	西鉄バス宗像(株)	(1) 津屋崎～鐘崎線(東郷駅～波止場・福岡海岸～光陽台六丁目)	3,966.5	
福岡県	西鉄バス宗像(株)	(2) 津屋崎～鐘崎線(東郷駅～宗像大社～神湊波止場)	1,977.5	
福岡県	西鉄バス宗像(株)	(3) 津屋崎～鐘崎線(鐘崎車庫～宗像コモン・東郷～東郷駅)	3,498.0	
福岡県	西鉄バス宗像(株)	(4) 津屋崎～鐘崎線(鐘崎車庫～宗像コモン・ネオポリス～赤間営業所)	4,108.5	
	小計		13,550	

福岡県	西鉄バス大牟田(株)	(1) 西鉄大牟田営業所～大牟田市立病院・上町～庄山	500.5	
福岡県	西鉄バス大牟田(株)	(2) 西鉄大牟田営業所～延命公園動物園前・大牟田市立病院・新大牟田駅～南関町役場	4,402.0	
福岡県	西鉄バス大牟田(株)	(3) 荒尾駅前～右京町～久福木団地	2,443.0	
福岡県	西鉄バス大牟田(株)	(4) 荒尾駅前～天領橋・高泉団地～三池中町	2,184.5	
	小計		9,530	
福岡県	西鉄バス北九州(株)	(1) 中間線(香月営業所～鳥森・JR中間駅～筑鉄中間)	1,346.5	
福岡県	西鉄バス北九州(株)	(2) 行橋～下曽根線(行橋営業所～九州労災病院)	3,660.0	
	小計		5,006	
福岡県	西鉄バス二日市(株)	(1) 星ヶ丘線(西鉄二日市駅東口～太宰府高校入口)	1,537.5	
福岡県	西鉄バス二日市(株)	(2) 宇美～太宰府線(太宰府市役所前～上宇美～宇美営業所)	3,420.0	
福岡県	西鉄バス二日市(株)	(3) 南ヶ丘線(西鉄二日市～天拝坂～平田)	2,023.5	
福岡県	西鉄バス二日市(株)	(4) つつじヶ丘線(南山手団地～下大利駅～南山手団地)	4,374.0	
福岡県	西鉄バス二日市(株)	(5) 二日市線(太宰府～吉木入口～西鉄二日市)	3,104.0	
福岡県	西鉄バス二日市(株)	(6) 二日市線(原営業所前～吉木入口・吉木～西鉄二日市)	3,569.5	
	小計		18,028	
福岡県	JR九州バス(株)	(1) 山の神～久山～博多	5,276.5	
福岡県	JR九州バス(株)	(2) 直方～鞍手高校前～博多	23,815.0	
福岡県	JR九州バス(株)	(3) 直方～鞍手高校前～福丸	3,605.5	
福岡県	JR九州バス(株)	(4) 添田駅～日田駅	15,755.5	
	小計		48,452	
福岡県	(株)甘木観光バス	(1) 田主丸線(医師会経由)	3,879.0	
	小計		3,879	
福岡県	新宮タクシー株式会社	(1) 山らはず線	4,682	
	新宮タクシー株式会社	(2) 相らんど線第1ルート	3,435	
	新宮タクシー株式会社	(3) 相らんど線第2ルート	3,516.5	
	小計		11,633	
合 計			205,558	

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名 **西鉄バス筑豊株式会社**

R7

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※])の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	338,285千円	営業外収益	16,294千円	経常収益(イ)	354,579千円
	営業費用	690,526千円	営業外費用	334千円	経常費用(ロ)	690,860千円
	営業損益	△ 352,241千円	営業外損益	15,960千円	経常損益	△ 336,281千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	2,301,631.1 km	経常収支率				51.32 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	388,982千円	営業外収益	18,683千円	経常収益(イ')	407,665千円
	営業費用	693,035千円	営業外費用	322千円	経常費用(ロ')	693,357千円
	営業損益	△ 304,053千円	営業外損益	18,361千円	経常損益	△ 285,692千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	2,411,159.7 km	経常収支率				58.79 %

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	429,692千円	営業外収益	21,755千円	経常収益(イ'')	451,447千円
	営業費用	738,703千円	営業外費用	314千円	経常費用(ロ'')	739,017千円
	営業損益	△ 309,011千円	営業外損益	21,441千円	経常損益	△ 287,570千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')	2,833,299.2 km	経常収支率				61.08 %

(補助対象事業者の「基準期間[※]を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ'÷ハ'=a	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ'=c
北九州	260円.83銭	287円.56銭	300円.16銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (a+b+c)/3=ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
北九州	282円.85銭	420円.55銭	282円.85銭	154円.05銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

西鉄バス筑豊株式会社

R7

補助 ブ ロ ッ ク 名	申 請 番 号	特 別 措 置	運 行 系 統 名	運行系統			計画 運 行 日 数	計画 運 行 回 数 ()	計画 平 均 乗 車 密 度	計画 輸 送 量	系統キロ程		地域公共交通再編事業を 実施する区域におけるキロ 程	系統キロ程と地 域公共交通再編 事業を実施する 区域におけるキ ロ程との比率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック都道府県 外乗入部分のキロ程	他路線との融合 部分に係るキロ程	他路線との融合 率	補助ブロック外乗 入部分、同一補 助ブロック都道府 県外乗入部分及 び他路線との融 合部分以外のキ ロ程の比率 (チー(リ+ヌ+ ル))÷チ=ワ	
				起点	主な 経由地	終点					チ	オ								
北九州	1		小竹～天道線 (新飯塚駅～小竹上町～赤池工業団地)	新飯塚駅	柳橋・小竹上町	赤池工業団地	365日	4,206.0回 (11.5回)	2.7	310.0人	往12.3km 復12.3km	(平均) 12.3km	(平均)		(平均)	(平均)	(平均)	(平均)	%	100.000
	2		直方～鞍手～遠 賀線(直方～五 反田～鞍手東庫 ～遠賀川駅)	直方	五反田	遠賀川駅	365日	3,332.5回 (9.1回)	2.2	200.0人	往22.5km 復22.5km	(平均) 22.5km	(平均)		(平均)	(平均)	(平均)	(平均)	%	100.000
	3		直方～鞍手～遠 賀線(遠賀川駅 ～直方)	直方	新入	遠賀川駅	365日	1,940.0回 (5.3回)	1.7	90.0人	往22.6km 復22.6km	(平均) 22.6km	(平均)		(平均)	(平均)	(平均)	(平均)	%	100.000
	4		飯塚～大隈線 (西鉄大隈～漆 生～飯塚)	西鉄大隈	漆生	飯塚	365日	6,329.0回 (17.3回)	2.7	46.7人	往14.3km 復14.3km	(平均) 14.3km	(平均)		(平均)	(平均)	(平均)	(平均)	%	100.000
	5		桂井線(西鉄大 隈～桂川駅～飯 塚)	西鉄大隈	桂川駅	飯塚	365日	1,902.0回 (5.2回)	2.6	13.5人	往19.4km 復19.4km	(平均) 19.4km	(平均)		(平均)	(平均)	(平均)	(平均)	%	100.000
	6		上山田線(山野 社宅～上三緒～ 飯塚)	山野社宅	上三緒	飯塚	365日	3,064.0回 (8.3回)	2.8	23.2人	往10.2km 復10.2km	(平均) 10.2km	(平均)		(平均)	(平均)	(平均)	(平均)	%	100.000
	7		上山田線(上山 田～上三緒～飯 塚)	上山田	上三緒	飯塚	365日	3,433.5回 (9.4回)	4.5	42.3人	往16.0km 復16.0km	(平均) 16.0km	(平均)		(平均)	(平均)	(平均)	(平均)	%	100.000
	8		添田線(西鉄後 藤寺～川崎～め んべい添田町工 場)	西鉄後藤寺	川崎	めんべい添田町 工場	365日	4,280.0回 (11.6回)	2.4	27.8人	往13.2km 復13.2km	(平均) 13.2km	(平均)		(平均)	(平均)	(平均)	(平均)	%	100.000
	9		飯塚市内線(赤 坂橋～有井～飯 塚)	赤坂橋	有井	飯塚	365日	2,065.0回 (5.6回)	3.7	20.7人	往8.7km 復8.7km	(平均) 8.7km	(平均)		(平均)	(平均)	(平均)	(平均)	%	100.000
	10		飯塚市内線(明 治坑～飯塚～明 葉寺団地)	明治坑	飯塚	明星時団地	365日	3,281.5回 (8.9回)	4.7	41.8人	往15.7km 復15.7km	(平均) 15.7km	(平均)		(平均)	(平均)	(平均)	(平均)	%	100.000
	11		直方～黒崎線(直 方～引野口～黒 崎)	直方	引野口	黒崎	365日	5,090.0回 (13.9回)	4.1	58.9人	往16.0km 復16.0km	(平均) 16.0km	(平均)		(平均)	(平均)	(平均)	(平均)	%	100.000
	12		みやわか線(宮 田バス停～鞍手 東庫～鞍手駅)	宮田バス停	鞍手東庫	鞍手駅	361日	2,070.0回 (5.7回)	1.7	9.6人	往15.2km 復15.2km	(平均) 15.2km	(平均)		(平均)	(平均)	(平均)	(平均)	%	100.000
合計			13系統							往186.1km 復186.1km	(平均) 186.1km	(平均)		(平均)	(平均)	(平均)	(平均)	%		

Table with 14 columns: 補助プロック名, 申請番号, 特別措置, 補助プロック外乗入部分及び同一補助プロック都道府県外乗入部分の比率, 計画乗車走行キロ, 補助対象経常費用の見込額, 経常収益, 実乗走行キロ, 補助対象系統の乗車走行キロ当たり経常収益, 経常収益, 実乗走行キロ, 補助対象系統の乗車走行キロ当たり経常収益, 経常収益, 実乗走行キロ, 補助対象系統の乗車走行キロ当たり経常収益, 補助対象系統の見込額, 補助対象経常費用から経常収益を控除した額, 補助対象経常費用の限度額, 又ははのうちのいずれか少ないほうの額.

Table with 14 columns: 補助プロック名, 申請番号, 特別措置, ソのうち補助プロック外乗入部分、同一補助プロック都道府県外乗入部分及び他都道府県外乗入部分以外に係るもの, ソのうち補助プロック外乗入部分及び同一補助プロック都道府県外乗入部分以外に係るもの, 計画平均乗車密度が5人未満の路線, 補助対象経費, 計画額, 経常費用から経常収益を控除した額, 損失額から国庫補助額を控除した額, 都道府県, 市区町村, その他の者, 事業者自己負担, 「その他の者」の具体的概要.

(1) 記載要領

- 1. 乗合バス事業の収益、実乗走行キロについては、高速バス及び定期観光バスを除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
2. 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
3. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めたこと。
4. 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
5. 「補助プロック名」の欄は、補助金交付要綱表6の名称を記載すること。
6. 地域キロ当たり標準経常費用は、補助プロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
7. 申請番号は、事業者と、系統ごと(同一番号)とする。なお、1系統が2つ以上の補助プロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とする。
8. 「特別措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特別措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年0月0日改正規則第2条の規定に該当する場合には「2」を記載する。
9. 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全運行回数における総計運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
10. 「系統キロ程」の欄は、地域公共交通再編実施計画の実施する区域におけるキロ程の欄、「補助プロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との割合部分のキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
11. 「同一補助プロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助プロックにおける都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助プロックが異なる都道府県外乗入部分については「1」に記載すること。
12. 「他路線との割合部分のキロ程」とは、他の運行系統との割合部分の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該割合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助プロック内区間(系統キロ程(子)-補助プロック外乗入部分のキロ程(父))-同一補助プロック都道府県外乗入部分のキロ程(孫)に係るキロ程を記載すること。
13. 「補助プロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助プロック外乗入部分及び同一補助プロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特別措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
14. 「系統キロ程と地域公共交通再編実施計画の実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との割合部分」の欄、「補助プロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との割合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助プロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
15. 「計画乗車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の欄(「実乗走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
16. 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
17. 「補助対象経費」の欄は、(A)「計画平均乗車密度が5人未満の路線」に記載がある場合は(ホ)の金額を記載し、記載がない場合は(ソ)の金額を記載する。また、「特別措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は(ソ)の金額から左記の場合の(ホ)の金額又は(ソ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じた金額を記載すること。また、「特別措置」の欄に「2」を記載した系統については、「ソ」の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
18. 「補助対象系統の乗車走行キロ当たり経常収益」の欄(「子」)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
19. 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
20. 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

(2) 添付書類

- 1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の「運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るもの)」並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名 **西鉄バス二日市株式会社**

R7

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※])の 損益状況	乗合バス事業				
	営業収益	営業外収益	営業外費用	経常収益(イ)	経常費用(ロ)
	433,305千円	15,861千円	62千円	449,166千円	853,478千円
	853,416千円	15,799千円	12,864千円	経常損益	△ 404,312千円
	△ 163,364千円			経常収支率	52.62 %
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	2,262,997.3 km				

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業				
	営業収益	営業外収益	営業外費用	経常収益(イ)	経常費用(ロ)
	623,233千円	12,997千円	133千円	636,230千円	786,730千円
	786,597千円	12,864千円	12,864千円	経常損益	△ 150,500千円
	△ 163,364千円			経常収支率	80.87 %
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	2,329,672.3 km				

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業				
	営業収益	営業外収益	営業外費用	経常収益(イ)	経常費用(ロ)
	588,572千円	15,049千円	186千円	603,621千円	757,601千円
	757,415千円	14,863千円	14,863千円	経常損益	△ 153,980千円
	△ 168,843千円			経常収支率	79.67 %
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	2,386,009.9 km				

(補助対象事業者の「基準期間[※]を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ÷ハ=a	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ÷ハ=b	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
北九州	317円.51銭	337円.69銭	377円.14銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (a+b+c)/3=ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ=ト
北九州	344円.11銭	420円.55銭	344円.11銭	198円.48銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

西鉄バス二日市株式会社

R7

補助 ブロッ ク名	申 請 番 号	特 例 措 置	運 行 系 統 名	運行系統			計画 運 行 日 数	計画 運 行 回 数 ()	計画 平 均 乗 車 密 度	計画 輸 送 量	系統キロ程		地域公共交通再編事業を 実施する区域におけるキロ 程	系統キロ程と地 域公共交通再編 事業を実施する 区域におけるキ ロ程との比率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック都道府県 外乗入部分のキロ程	他路線との割合 部分に係るキロ程	他路線との割合 率	補助ブロック外乗 入部分、同一補 助ブロック都道 府県外乗入部分 及び他路線との 割合部分以外のキ ロ程の比率 (チー(リ+ヌ+ ル))÷チ=ヲ	
				起点	主な 経由地	終点					チ	オ								
北九州	1		【丘ヶ丘線】西鉄二日市駅東口～太宰府高校入口	西鉄二日市駅東口	太宰府高校入口	365日	10,507.0回 (28.7回)	2.3	66.0人	往3.7km 復3.7km	(平均) 3.7km	(平均)		(平均)	(平均)	(平均)	(平均)	%	%	100000
	2		【宇美～太宰府線】太宰府市役所前～JR宇美駅前～宇美営業所	太宰府市役所前	上宇美	362日	4,275.0回 (11.8回)	2.8	33.0人	往10.3km 復10.3km	(平均) 10.3km	(平均)		(平均)	(平均)	(平均)	(平均)	%	%	100000
	3		【南ヶ丘線】月の浦営業所～下大利駅～西鉄二日市	月の浦営業所	下大利駅・天祥	365日	3,139.0回 (8.6回)	3.9	33.5人	往14.9km 復14.9km	(平均) 14.9km	(平均)		(平均)	(平均)	(平均)	(平均)	%	%	100000
	4		【つつしヶ丘線】南山手園地～下大利駅～南山手園地	南山手園地	下大利駅	365日	5,030.5回 (13.7回)	4.4	60.2人	往12.4km 復12.4km	(平均) 12.4km	(平均)		(平均)	(平均)	(平均)	(平均)	%	%	100000
	5		【二日市線】太宰府前～吉木入口～西鉄二日市	太宰府	吉木入口	362日	3,805.0回 (10.5回)	4.3	45.1人	往8.2km 復8.2km	(平均) 8.2km	(平均)		(平均)	(平均)	(平均)	(平均)	%	%	100000
	6		【二日市線】原営業所前～吉木入口～吉木～西鉄二日市	原営業所前	吉木入口・吉木	365日	4,288.0回 (11.7回)	3.7	43.2人	往8.9km 復8.9km	(平均) 8.9km	(平均)		(平均)	(平均)	(平均)	(平均)	%	%	100000
合計			6系統							往59.4km 復59.4km	(平均) 59.4km		(平均)	(平均)	(平均)	(平均)				

西鉄バス二日市株式会社

R7

補助 ブロッ ク名	申 請 番 号	特 例 措 置	補助ブロック外乗 入部分及び同一 補助ブロック都道 府県外乗入部分 以外のキロ程の 比率 (チー(リ+ヌ+ ル))÷チ=ヲ	計画実車走行 キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ワ以下の額: カ	(d+e)/3=ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益						補助対象系統の 経常収益の見込 額 ノ×ワ以上の額: コ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額 カ×9/20=レ	又又ははのうちの いずれか少ないほう の額 ソ				
							基準期間の前々年度			基準期間の前年度						基準期間			
							経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の 実車走行キロ当 たり経常収益 ヤ÷マ=d	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の 実車走行キロ当 たり経常収益 ヤ÷マ=e				経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の 実車走行キロ当 たり経常収益 ヤ÷マ=f	
北九州	1		100.000%	77,751.8km	26,755,171円	256円.77銭	33,538,386円	147,888.0km	226円.78銭	38,689,659円	144,396.0km	267円.94銭	39,801,687円	144,420.0km	275円.59銭	19,964,329円	6,790,842円	12,039,826円	6,790,842円
	2		100.000%	86,871.6km	29,893,386円	153円.04銭	12,492,232円	90,043.8km	138円.73銭	15,274,522円	93,126.0km	164円.01銭	14,616,709円	93,452.4km	156円.40銭	13,294,829円	16,598,557円	13,452,023円	13,452,023円
	3		100.000%	70,540.6km	24,273,725円	261円.86銭	29,809,486円	132,908.0km	224円.28銭	32,605,457円	128,214.5km	254円.30銭	36,495,484円	118,872.2km	307円.01銭	18,471,761円	5,801,964円	10,923,176円	5,801,964円
	4		100.000%	133,191.2km	45,832,423円	269円.12銭	38,903,201円	164,337.2km	236円.72銭	41,727,158円	155,000.0km	269円.20銭	41,703,461円	138,334.4km	301円.46銭	35,844,415円	9,988,008円	20,624,590円	9,988,008円
	5		100.000%	70,012.0km	24,081,829円	240円.65銭	16,840,316円	77,197.2km	219円.44銭	18,349,643円	75,973.6km	241円.52銭	19,958,415円	76,470.4km	260円.99銭	16,848,387円	7,243,442円	10,841,323円	7,243,442円
	6		100.000%	76,326.4km	26,264,677円	207円.31銭	14,872,310円	77,213.5km	192円.61銭	16,836,607円	81,596.6km	206円.35銭	18,257,476円	81,872.7km	222円.99銭	15,823,225円	10,441,452円	11,819,104円	10,441,452円
合計				514,693.6km	177,111,211円		146,555,931円	689,587.7km		163,483,046円	678,300.7km		170,833,232円	653,422.1km		120,246,946円	56,864,265円	79,700,042円	53,717,731円

補助 プロ グ ク 名	申 請 番 号	特 例 措 置	ソのうち補助 プログ外乗入部 分、同一補助 プログ都道府県外 乗入部分及び他 路線との競合部 分以外に係るも の	ソのうち補助 プログ外乗入部 分、同一補助 プログ都道府県外 乗入部分以外に 係るもの	計画平均乗車 密度が5人未 満の路線	補助対象経費	計画額	経常費用から 経常収益を控除 した額	損失額から関連 補助額を控除し た額	ウの負担者とその負担割合										
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要		
										負担額	負担 割合	負担額	負担 割合	負担額	負担 割合	負担額	負担 割合			
北 九 州	1		6,790,842円	6,790,842円	3,075,991円	3,075 千円	1,537.5千円	6,790,842円	5,253,342円	1,537,500円	29.3%									
	2		13,452,023円	13,452,023円	6,840,011円	6,840 千円	3,420.0千円	16,598,557円	13,178,557円	3,420,000円	26.0%									
	3		5,801,964円	5,801,964円	4,047,881円	4,047 千円	2,023.5千円	5,801,964円	3,778,464円	2,023,500円	53.6%									
	4		9,988,008円	9,988,008円	8,748,620円	8,748 千円	4,374.0千円	9,988,008円	5,614,008円	4,374,000円	77.9%									
	5		7,243,442円	7,243,442円	6,208,664円	6,208 千円	3,104.0千円	7,243,442円	4,139,442円	3,104,000円	75.0%									
	6		10,441,452円	10,441,452円	7,139,454円	7,139 千円	3,569.5千円	10,441,452円	6,871,952円	3,569,500円	51.9%									
合計			53,717,731円	53,717,731円	36,060,621円	36,057 千円	18,028千円	56,864,268円	38,835,765円	18,028,000円	46.4%							20,807,765円	53.6%	

(1) 記載要領

1. 乗合バス事業者の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
2. 補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
3. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業者の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自第338号、自第151号、自第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
4. 「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
5. 「補助プログ名」の欄は、補助金交付要綱表6の名称を記載すること。
6. 地域キロ当たり標準経常費用は、補助プログを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
7. 申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助プログにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
8. 「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年〇月〇日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を記載すること。
9. 「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全日数における総計画運行回数を記載すること。また、カッコ内には1日当たり計画運行回数又は平日1日当たり計画運行回数のいずれかを記載すること。
10. 「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助プログ外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
11. 「同一補助プログ都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助プログ内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助プログが異なる都道府県外乗入部分(リ)に記載すること。
12. 「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助プログ内区間(系統キロ程(チ))ー補助プログ外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助プログ都道府県外乗入部分のキロ程(ス)に係るキロ程を記載すること。
13. 「補助プログ外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助プログ外乗入部分及び同一補助プログ都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
14. 「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助プログ外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
15. 「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
16. 「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
17. 「補助対象経費」の欄は、(ホ) (計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ホ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載すること。また、「特例措置」の欄「1」を記載した系統については、左記の場合の(ホ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載すること。さらに、「特例措置」の欄「2」を記載した系統については、(ツ)の金額を記載すること(千円未満の端数は切り捨て)。
18. 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
19. 「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
20. 計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けるとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

2. 定量的な目標・効果
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

計画記載 系統番号	48		
運行事業者名	西鉄バス二日市(株)		
系統名	南ヶ丘線		
運行区間	(起点)	(経由地)	(終点)
	西鉄二日市	天拝坂	平田

取組内容

- ① 生産性向上に資する取組
- (1) 沿線の地域住民や学校、企業への通勤・通学および病院への通院利用に対して、利用の呼びかけ(チラシの配布等)を市と連携して行う事で、利用促進を図る。
- (2) 定期券購入者の販促活動(沿線の学校等)を実施し、利用者の増を図る。
- (3) こども50円バスを定期的実施し、バスに乗るきっかけ作りや将来のバス利用につなげる。
- (4) 収支改善策として、令和6年1月20日に運賃改定や特殊定期券の見直しを実施。
- (5) 令和6年3月16日に南ヶ丘線のダイヤ改正を実施。
- 当該エリア全体の便数の適正化を行い、効率化を図った。
- ② 実施主体
- (1) 西鉄バス二日市、太宰府市、筑紫野市、大野城市
- (2) 西鉄バス二日市、太宰府市、筑紫野市、大野城市
- (3) (4) (5) 西鉄バス二日市
- ③ 定量的な効果目標
- 【収支率】令和5年実績収支率81.4%から収支改善1.0%以上を目標とする。
- 【輸送人員】令和5年実績309,360人以上を維持する。
- ④ 実施に向けたスケジュール
- (1) 令和6年10月～令和7年9月で適宜実施。
当該路線のバス情報チラシの作成後、沿線バス停付近住民へのポスティング、公民館等でのチラシ配布実施
自治体広報紙等を活用した利用促進の実施。
- (2) 令和6年10月～令和7年9月で適宜実施
沿線の学校等での販促活動
- (3) すべての土日祝と長期休暇に合わせて実施
- (4) 令和6年1月20日に実施済
- (4) 令和6年3月16日に実施済
- ⑤ 本系統を幹線系統として維持する理由
- 太宰府市と筑紫野市、大野城市を結ぶ本路線は、西鉄下大利駅、西鉄二日市駅へ接続しており、通勤、通学、通院、買い物利用等の日常生活に必要な交通手段となっていることから、今後とも幹線系統として維持する必要がある。

【参考】R6年度計画の取組状況

- ① 生産性向上に資する取組
- (1) 沿線の地域住民や学校、企業への通勤・通学および病院への通院利用に対して、利用の呼びかけ(チラシの配布等)を市と連携して行う事で、利用促進を図る。
- 取組実施状況:C
- 【取組の結果】 チラシを作成し、各自治体の回覧等にて路線の周知を図る。
- 【取組内容における課題】 特になし
- (2) 定期券購入者の販促活動(沿線の学校等)を実施し、利用者の増を図る。
- 取組実施状況:C
- 【取組の結果】 チラシを作成し、各自治体の回覧等にて路線の周知を図る。
- 【取組内容における課題】 特になし
- (3) こども50円バスを定期的実施し、バスに乗るきっかけ作りや将来のバス利用につなげる。
- 取組実施状況:A
- 【取組の結果】 2023年の冬休みに17日間実施した際は、アンケートなどをもとに福岡都市圏で、3,617千円の効果試算をしている。
- 【取組内容における課題】 小学校へのさらなる周知

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）

2025.2.21

事業者名 **JR九州バス株式会社**

R7

1. 申請事業者の概要

		乗合バス事業					
補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※])の 損益状況	営業収益	346,958千円	営業外収益	1,244千円	経常収益(イ)	348,202千円	
	営業費用	699,856千円	営業外費用	42千円	経常費用(ロ)	699,856千円	
	営業損益	△ 352,898千円	営業外損益	1,244千円	経常損益	△ 351,654千円	
						経常収支率	49.75 %
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	1,558,506.2 km						

		乗合バス事業					
基準期間の前年度の 損益状況	営業収益	272,419千円	営業外収益	30,968千円	経常収益(イ)	303,387千円	
	営業費用	621,595千円	営業外費用	42千円	経常費用(ロ)	621,637千円	
	営業損益	△ 349,176千円	営業外損益	30,926千円	経常損益	△ 318,250千円	
						経常収支率	48.80 %
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ)	1,516,793.6 km						

		乗合バス事業					
基準期間の前々年度の 損益状況	営業収益	264,655千円	営業外収益	80,684千円	経常収益(イ)	345,349千円	
	営業費用	613,509千円	営業外費用	20千円	経常費用(ロ)	613,529千円	
	営業損益	△ 348,854千円	営業外損益	80,674千円	経常損益	△ 268,180千円	
						経常収支率	56.28 %
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ)	1,572,738.4 km						

(補助対象事業者の「基準期間[※]」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ÷ハ×100	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ÷ハ×100	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ×100
北九州	390円.10銭	409円.83銭	449円.05銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の前年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (a+b+c)÷3=ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない値 ヘ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ×100
北九州	416円.32銭	420円.55銭	416円.32銭	223円.42銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助 ブロック 名	申請 番号	特 別 措 置	運行 系統名	運行系統			計画運 行日数	計画運行回数 () ①=カッコ内	計画平均乗車 密度 ②×③	計画輸 送量	系統キロ程		地域公共交通再編事業を 実施する区域におけるキ ロ程	系統キロ程と地 域公共交通再編 事業を実施する 区域におけるキ ロ程との比率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程	同一補助ブロック都道府 県外乗入部分のキロ程	他路線との割合 部分に係るキロ程	他路線との割合 率	補助ブロック外乗 入部分、同一補 助ブロック都道府 県外乗入部分及 び他路線との割 合部分以外のキ ロ程の比率 (チー(リ+ヌ+ ル))÷テトラ	
				起点	主な 経路地	終点					オ	オ+チ=ウ								
北九州	1		山の神～久山～ 博多	山の神	久山	博多	365日	2,509回 (6.8回)	4.0	27.2人	往15.1km 復15.1km	(平均) 15.1km							%	%
	2		置方～鞍手高校 前～博多	置方	鞍手高校前	博多	365日	2,930回 (8.0回)	5.1	40.8人	往43.3km 復43.3km	(平均) 43.3km							%	%
	3		置方～鞍手高校 前～福丸	置方	鞍手高校前	福丸	365日	2,662.5回 (7.2回)	4.3	30.9人	往11.9km 復11.9km	(平均) 11.9km							%	%
	4		添田駅～日田駅	添田駅	日田駅		365日	3,650回 (10.0回)	9.1	91.0人	往40.3km 復40.3km	(平均) 40.3km							%	%
合計			94系統								往110.6km 復110.6km	(平均) 110.6km								55.831

補助 ブロック 名	申請 番号	特 別 措 置	補助ブロック外乗 入部分及び同一 補助ブロック都 道府県外乗入部 分以外のキロ程 の比率 (チー(リ+ヌ+ ル))÷テトラ	計画実車走行 キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×ワ以下の 額:カ	(d+e+f)÷3=ノ	補助対象系統のキロ当たり経常収益												補助対象系統の 経常収益の見込 額 ノ×ワ以上の額: ヨ	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額 カー×ヨ=タ	補助対象経費 の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちい ずれか少ないほ うの値 ソ
							基準期間の前々年度				基準期間の前年度				基準期間							
							経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の 実車走行キロ当 たり経常収益 ヤ÷マ=d	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の 実車走行キロ当 たり経常収益 ヤ÷マ=e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ	補助対象系統の 実車走行キロ当 たり経常収益 ヤ÷マ=f							
北九州	1		100.00%	76,610.4km	31,894,441円	221円.25銭	28,983,373円	142,077.5 km	203円.99銭	28,664,863円	123,058.2 km	232円.93銭	28,014,197円	123,492.5 km	226円.84銭	16,950,051円	14,944,390円	14,352,498円	14,352,498円			
	2		100.00%	254,243.4km	105,846,612円	191円.86銭	52,274,777円	290,422.9 km	179円.99銭	53,992,645円	298,370.8 km	180円.95銭	64,043,266円	298,365.3 km	214円.64銭	48,779,138円	57,067,474円	47,630,975円	47,630,975円			
	3		100.00%	63,367.5km	26,381,157円	279円.76銭	28,677,558円	104,910.4 km	273円.35銭	25,929,250円	86,215.5 km	300円.74銭	22,927,914円	86,453.5 km	265円.20銭	17,727,691円	8,653,466円	11,871,520円	8,653,466円			
	4		55.831%	301,267.0km	125,423,477円	76円.94銭	23,234,523円	301,950.0 km	76円.94銭	23,234,523円	301,950.0 km	76円.94銭	23,234,523円	301,950.0 km	76円.94銭	68,982,912円	56,440,565円	56,440,564円	56,440,564円			
合計			695,488.3km	289,545,687円		133,170,231円	839,360.8 km		131,821,281円	809,594.5 km		138,219,900円	810,261.3 km		152,439,792円	137,105,895円	130,295,557円	127,077,503円				

補助 ブロック 名	申請 番号	特 別 措 置	ソのうち補助ブ ロック外乗入部 分、同一補助ブ ロック都道府県 外乗入部分及び 他路線との割合 部分以外に係る もの ソ×マ=ツ	ソのうち補助ブ ロック外乗入部 分及び同一補助 ブロック都道府 県外乗入部分及 び他路線との割 合部分以外に係 るもの ソ×マ=ツ	計画平均乗車 密度から未滿の路線 ツ×みなし運行 回数①/①計画運 行回数=ネ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から 経常収益を控除 した額 ニ×ワ-ヨ=ム	損失額から国庫 補助額を控除し た額 ム-ラ=ウ	ウの負担者とその負担割合								
										都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の 具体的概要
										負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北九州	1		14,352,498円	14,352,498円	10,553,307円	10,553 千円	5,276.5千円	14,944,390円	9,667,890円	協議中	協議中			9,667,890円	100.0%			
	2		47,630,975円	47,630,975円	47,630 千円	47,630 千円	23,815.0千円	57,067,474円	33,252,474円	協議中	協議中			33,252,474円	100.0%			
	3		8,653,466円	8,653,466円	7,211,221円	7,211 千円	3,605.5千円	8,653,466円	5,047,966円	協議中	協議中			5,047,966円	100.0%			
	4		31,511,331円	31,511,331円	31,511 千円	31,511 千円	15,755.5千円	56,440,565円	40,685,065円			協議中		40,685,065円	100.0%			
合計		102,148,270円	102,148,270円	17,764,528円	96,905 千円	48,452千円	137,105,897円	88,653,395円					88,653,395円	100.0%				

※令和7年度、令和8年度については、令和4年度事業から土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略

